

令和2年8月（第8回）

## 益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、  
個人情報を削除したものを掲載しております。  
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

## 益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年8月11日（火）午後2時00分～

2. 開催場所 益城町役場仮設庁舎 別館2階会議室

3. 出席委員（14名）

1番	荒川 忠一（筆頭代理）	2番	齊藤 保（次席代理）
3番	内田 一正	4番	松野 隆
5番	富嶋 雄治	6番	渡邊 久則
7番	松本 功	8番	上村 直嗣
9番	中村 光博	10番	中川 恭一
11番	渡邊 義幸	12番	坂田 俊明
13番	坂田 成喜	14番	岩村 久雄（会長）

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
日程第4	報告第3号 許可不要転用届について
日程第5	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第6	議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第7	議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第8	議案第4号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について
日程第9	議案第5号 農用地利用分配計画（案）（中間管理機構分）について
日程第10	令和2年（2020年）第9回 委員会の日時について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	福岡 廣徳	農地係長	澤田 洋子
主 査	奥村 敬介	主 事	上村 洸二

## 6. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和2年第8回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、農業委員14名全員出席でございますので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

まず、日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。1番荒川忠一委員、13番坂田成喜委員にお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

土地所有者の転用の部1件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

続きまして、所有権移転の部1件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約についてご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。

賃貸借の部5件と使用貸借の部8件でございます。

何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届についてご報告申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。

何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届出の報告とします。

次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

それでは、番号1番につきましては、12番坂田俊明委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(12番委員)

調査報告いたします。

8月10日に坂上推進委員とともに譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、田植え機、コンバインを所有されており、問題ありません。

主に生産される作物は水稻、みかんで、申請地には水稻を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数40年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、15,478㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思しますので、委員の皆様方の審議の程を宜しく願います。

(議長)

只今、番号1番について坂田俊明委員より補足説明を頂きました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているため、適格者と認め許可することに決定をいたします。

続きまして、番号2番につきましては、11番渡邊義幸委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いします。

(11番委員)

調査報告いたします。

8月7日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では耕うん機、管理機等を所有されており、問題ありません。

主に生産される作物は甘藷、栗で、申請地には栗を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数20年、年間150日、妻が経験年数20年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、7,329㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思しますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)

只今、番号2番について渡邊義幸委員より補足説明を頂きました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているため、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号3番につきましては、1番荒川忠一委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いします。

(1番委員)

調査報告いたします。

8月6日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、田植え機、耕うん機を所有されており、問題ありません。

主に生産される作物は水稻、栗、柿で、申請地には水稻を作付するとの事で

す。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数15年、年間300日となっております。

取得後の農地の面積については、14,067㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)

只今、番号3番について荒川忠一委員より補足説明を頂きました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

#### 《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているのので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号4番につきましては、10番中川恭一委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いします。

(10番委員)

調査報告いたします。

8月6日に西村推進委員と譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクターを所有されており、田植え機、コンバイン等はリースして耕作することですので問題ありません。

主に生産される作物は人参、小松菜、栗で、申請地にも人参、小松菜、栗をそれぞれ作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数66年、年間200日となっております。

取得後の農地の面積については、10,046㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を

宜しく願いたします。

(議長)

只今、番号4番について中川恭一委員より補足説明を頂きました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

#### 《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。  
続きまして、日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。  
転用のための所有権移転の部ですが、番号1番につきましては7番松本功委員に調査を頂いております。  
補足説明をお願いいたします。

(7番委員)

8月8日に現地調査を行いましたので、ご報告します。  
今回の申請は、申請者が個人住宅を建設する案件でございます。  
転用許可基準について申し上げます。  
まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、集落に接続していることから転用の見込みはありとされます。  
続きまして、一般基準について申し上げます。  
資力、信用については、特に問題ありません。



許可後は速やかに工事に着工するそうです。  
申請地の開発許可の見込みもあります。  
規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。  
周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。  
以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について松本功委員より補足説明を頂きました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては11番渡邊義幸委員に調査を頂いております。  
補足説明をお願いいたします。

(11番委員)

8月6日に現地調査を行いましたので、ご報告します。  
今回の申請は、申請者が資材置場を整備する案件でございます。  
転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第1種農地ですが、既存の資材置場の2分の1を超えない範囲の拡張のため、不許可の例外に該当し、転用の見込みはあると思われまます。

続きまして、一般基準について申し上げます。  
資力、信用については、特に問題ありません。  
許可後は速やかに工事に着工するそうです。  
規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。  
周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号2番について渡邊義幸委員より補足説明を頂きました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているのので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号3番につきましては4番松野隆委員に調査を頂いております。補足説明をお願いいたします。

(4番委員)

8月7日に宮本推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が堆肥舎及び農業用倉庫を整備する案件でございます。転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は農用区域内ですが、農用地利用計画において指定された用途である農業用施設の整備であることから、不許可の例外に該当し、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われ

ます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号3番について松野隆委員より補足説明を頂きました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号4番につきましては12番坂田俊明委員に調査を頂いております。  
補足説明をお願いいたします。

(12番委員)

8月10日に坂上推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が資材置場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、周辺に適当な土地がないことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であり、周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号4番について坂田俊明委員より補足説明を頂きました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

転用のための使用貸借権設定の部ですが、番号1番につきましては7番松本功委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(7番委員)

8月8日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を建設する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第1種農地で、集落に接続しており、また、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われれます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について松本功委員より補足説明を頂きました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に番号2番につきましては10番中川恭一委員に調査を頂いております。補足説明をお願いいたします。

(10番委員)

8月6日に西村推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が農家住宅を建設する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第1種農地で、集落に接続しており、また、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号2番について中川恭一委員より補足説明を頂きました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

（事務局）

《議案第3号説明》

（議長）

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

本案につきましては、議事参与の案件がございますので、まず議事参与の案件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件を権利の種類毎にご審議いただきたいと思います。

まず、番号17、18、65、66番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

（議長）

それでは、番号17、18、65、66番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

（委員一同）

はい

（議長）

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

（議長）

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

では関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

次に、番号32番から35番、番号96番から112番につきましても議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、番号32番から35番、番号96番から112番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

では関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

次に、番号80番につきましても議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、番号80番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

では関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、賃借権設定の部でございますが、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思っております。

本件につきましてのご意見、ご質疑等がございますか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に賃借権設定の部 設定を受ける者が農地所有適格法人以外の法人でございます。まず番号1番から番号9番までについてご審議をいただきたいと思っております。

本件につきましてのご意見、ご質疑等がございますか。  
よろしゅうございますか。



(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

#### 《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に番号10番につきまして、4番松野隆委員より調査をいただいておりますので、補足説明をお願いします。

(4番委員)

調査報告します。

8月6日に、申請者、農業委員会事務局、私で現地調査を行いました。

申請人は、益城町で新規に就農する法人です。会社の所在地は菊陽町でございしますが、土地の所有者と面識があり農地を借りることができたため益城町での就農を行うそうです。

それでは、調査項目について申し上げます。

要件1、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して、耕作を行うという件につきましては、トラクターや耕うん機など農作業に必要な農機具を所有されておりますので特に問題ないかと思えます。

要件2、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みがあるかという件につきましては、聞き取り調査を行い近隣農家と調和を図りながら農業することを確認しておりますので、特に問題ないかと思えます。

要件3、法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が農作業に常時従事するかという件につきましては、代表取締役及び役員が従事日数年間300日を予定しており農業を行うには十分な日数を確保されているので問題ないと思えます。

要件4、解除条件付き契約要件でございしますが、これにつきましても、書面できちんと取り決めがされているのを確認しておりますので特に問題ないかと思えます。

以上、要件すべてを満たしておりますので、委員の皆様方のご審議をお願いします。

(議長)

只今、番号10番について松野隆委員より補足説明を頂きました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

### 《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に番号11番につきまして、7番松本功委員より調査をいただいておりますので、補足説明をお願いします。

(7番委員)

調査報告します。

8月7日に、申請人、農業委員会事務局、私で現地調査を行いました。

申請人は、芝生を生産販売する法人です。

会社は合志市にございますが、益城町に法人の会長が所有する農地があり、今回はその農地について賃借権の設定を行うとのことで利用権設定の申請がありました。

それでは、調査項目について申し上げます。

要件1、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して、耕作を行うという件につきましては、トラクターや芝刈り機など農作業に必要な農機具を所有されておりますし、近隣町村で農地を27haほど耕作されておりますので特に問題ないかと思えます。

要件2、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みがあるかという件につきましては、他市町村にて認定農業者に認定を受けている法人でもありますので、特に問題ないかと思えます。

要件3、法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が農作業に常時従事するかという件につきましては、役員の農業従事が年間280日となっておりますので問題ないと思えます。

要件4、解除条件付き契約要件で御座いますが、これにつきましても、書面できちんと取り決めがされているのを確認しておりますので特に問題ないかと思えます。

以上、要件すべてを満たしておりますので、委員の皆様方の御審議をお願いします。

(議長)

只今、番号11番について松本功委員より補足説明を頂きました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に使用貸借権設定の部でございます。  
本件につきましてものご意見、ご質疑等はございますか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に使用貸借権設定の部 設定を受ける者が農地所有適格法人以外の法人で  
ございます。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)  
はい

(議長)  
それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)  
全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基  
本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますの  
で、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規  
定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

(事務局)  
《議案第4号説明》

(議長)  
只今、議案第4号について説明を申し上げました。  
本件についてのご意見、ご質疑等はございませんか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)  
はい

(議長)  
それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)  
全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基

本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局）

《議案第5号説明》

（議長）

只今、議案第5号について説明を申し上げました。  
本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

（委員一同）

はい。

（議長）

それでは、採決いたします。  
賛成の方の挙手をお願いいたします。

《全員挙手》

（議長）

全員賛成ということでございますので、本案は原案のとおり決定いたします。  
次に、日程第10 令和2年第9回委員会の日時について申し上げます。次回は9月10日、午後2時よりJA かみましき益城支所2階会議室で開催いたします。予定に入れておいていただきたいと思っております。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思っております。

閉会の挨拶を荒川筆頭代理にお願いしたいと思っております。

（1番委員）

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年8月11日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員